

# 東松山市私道排水設備設置補助金制度について

## 1 制度の概要

当市の私道排水設備補助金については、年度事業として実施しております。このため、年度内に完成検査を実施し、補助金額の確定通知を発送します。

したがって、3月上旬までに工事の完了及び実績報告書を提出いただき、3月中旬までに完成検査を終わらせるようお願いいたします。なお、予算の範囲内で補助を実施しているため、申請前に予算の残りについて電話確認をお願いいたします。

補助金は、「申請すればもらえる」というものではありません。下記の要件を満たしていることを確認し、補助金の交付手続きを取りますので、下記内容を申請者等にご説明いただきますようお願いいたします。

補助金交付申請書については、書類及び現地確認を行うため、工事予定日の14日前までに提出してください。

なお、交付決定通知書には、交付条件として「実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類審査及び現地調査によりその内容が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知する。」となっております。

- (1) 補助金対象区域であるか？
- (2) 補助対象者・補助対象要件に該当するか？
- (3) 私道及び私道に接する土地所有者全員の同意が得られているか？
- (4) 私道排水設備の設置工事前であるか？
- (5) 市の補助条件に適合した工事をしているか？
- (6) 交付申請書、実績報告書に添付する書類（写真含む）が整っているか？
- (7) 完成検査の際、申請どおりの内容の設備が設置されているか？

## 2 補助対象要件

補助対象要件は、次の各要件をすべて満たしていることとなります。

- (1) 私道排水設備を設置する道路が、建築基準法第42条第1項第2号（都市計画法第29条第1項本文に基づく開発行為により築造した道路に限る。）、第3号、第5号又は同条第2項に該当する道路であること。

※建築基準法第42条各号に該当する道路か否かは、事前に東松山市役所住宅建築課へ確認をお願いします。

- (2) 私道排水設備の構造が下記の規模・規格以上であること。

本管		点検・管理ます		取付管
内径	勾配	内径	間隔	内径
150mm	1.5/100 以上	200mm	本管の内径の120倍を 超えない長さ	100mm
200mm	1.2/100 以上			150mm

- (3) 私道排水設備を設置しようとする者が個人であること。  
(申請者が法人の場合は対象になりません。)
- (4) 私道排水設備の設置について、私道の土地所有者及び当該私道に接する汚水を排除する建築物の土地の所有者全員の承諾が得られていること。
- (5) 補助対象事業完了後、直ちに私道排水設備を使用して汚水の排除を開始すること。
- (6) 私道排水設備を利用しようとする他の者が行う排水設備の接続を拒まないこと。
- (7) その他市長が必要と認める条件及び指示に従うこと。

### 3 補助金交付申請書について

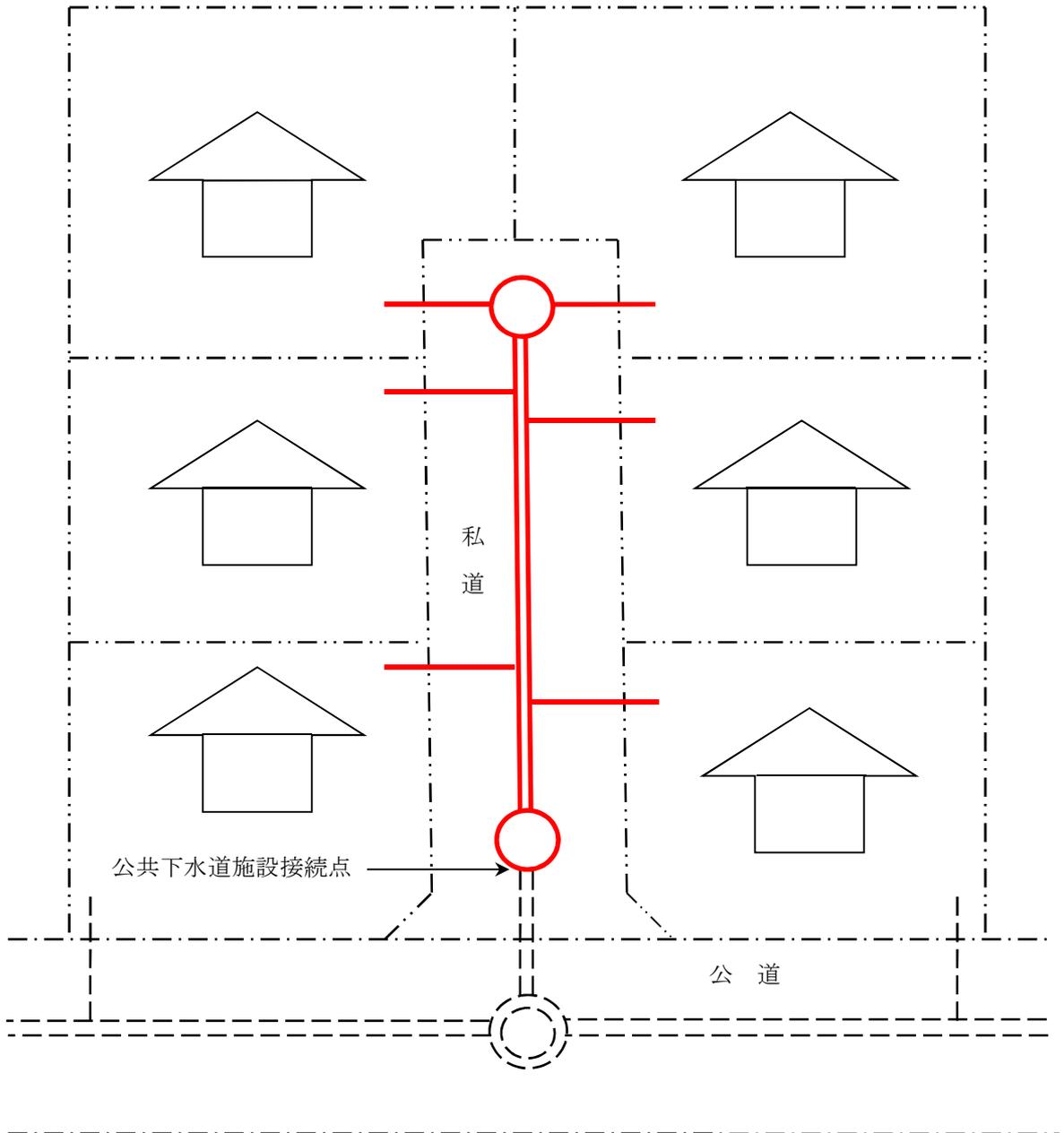
- (1) 補助申請前に私道排水設備の設置を予定する方の中から代表者1名を選任してください。  
※補助金交付（不交付）決定通知書、変更承認（不承認）通知書、交付額確定通知書は、代表者の方へ送付します。  
※補助金の交付は、代表者の方へまとめて口座振替します。
- (2) 補助金申請金額は、補助対象事業費の2/3（千円未満切捨て）になります。  
また、補助対象事業費は、次の経費の合計になります。
  - ①私道排水設備の工事に要する費用（注）
  - ②給水管等の地下埋設物の移設等に要する費用
  - ③私道の原形復旧の工事に要する費用

（注）私道排水設備の工事費のうち別紙の太線部分に係る経費が補助対象になります。

### 4 補助金交付申請書の添付書類について

- (1) 排水設備設置者名簿には、補助を受けようとする私道排水設備に接続を予定する家屋所有者全員分の署名又は記名押印が必要です。
- (2) 土地使用承諾書は、私道及び当該私道に接する汚水を排除する建築物の土地の所有者全員の承諾が必要になります。  
私道の土地所有者とは、全部事項証明書甲区に記載されている者です。
- (3) 位置図及び公図の写しは、対象の土地が分かるように印をつけてください。
- (4) 私道排水設備を設置予定の土地についての全部事項証明書を添付してください。
- (5) 工事見積書兼内訳書は、各工事店独自の様式で構いませんが、使用材料及び使用予定数並びに工種毎の金額の内訳が必要になります。  
※次のような表記は不可とします。  
配管工事一式 ○○円  
設計図については、私道排水設備の平面図及び縦断図が必要です。  
※排水設備新設等計画確認申請書添付の図面で構いません。
- (6) その他市長が必要と認める書類
  - ・ 確約書は、私道及び当該私道に接する汚水を排除する建築物の土地の所有者全員の承諾が必要になります。
  - ・ 工事店・設計会社等が申請書類を代理提出する場合は、補助金交付申請時に「東松山市私道排水設備設置補助申請事務代理人選任届」の提出が必要です。

# 私道排水設備概略図



凡例	
道路境界線	----
敷地境界線	.....
公共下水道施設	====、----、 
私道排水設備	====、——、 

備考 私道排水設備とは、上図の実線部分（公共下水道施設接続点から各戸の取付ます前までの設備）をいう。

## 5 変更承認申請書について

補助対象事業を行っている途中で、工事金額等が変更になった場合は、東松山市私道排水設備設置補助金変更承認申請書を提出してください。

また、以下の場合の変更については、参考となる資料を添付してください。

(1) 工事途中で補助対象事業費（工事金額）に変更が生じた場合

**【添付書類】**

- ・ 変更後の設計図（平面図及び断面図）
- ・ 変更後の工事見積書兼内訳書

※この場合の工事見積書兼内訳書の金額は、実績報告書添付の工事精算書兼内訳書の内容と一致させること。

(2) 補助金申請から実績報告までの期間に、相続や売買等により地権者に変更が生じた場合

**【添付書類】**

- ・ 新地権者分の排水設備設置者等名簿
- ・ 新地権者分の土地使用承諾書

## 6 実績報告書について

実績報告書については、事業完了後10日以内若しくは補助年度の終了する前に提出してください。

※事業完了日とは、工事完了日ではなく、実績報告書に必要な書類（領収書、工事写真、図面等）が揃った日になります。

- ・実績報告書添付の写真は、別表に掲げるものになります。

### 添付写真チェックリスト

	工事確認写真	チェック欄
着工前	工事前の現況を写した写真	<input type="checkbox"/>
掘削状況等	掘削状況の分かる写真（スケールとともに写す） ※仮設工が必要な場合はその写真	<input type="checkbox"/>
配管工事	各点検・会合マスどうしの間隔が分かる写真（各スパン毎）	<input type="checkbox"/>
	配管の勾配が分かる写真（各スパン毎、水平器使用）	<input type="checkbox"/>
	各点検・会合桝での土被りが分かる写真	<input type="checkbox"/>
	支管取出しの場合は、削孔、支管取付状況の分かる写真	<input type="checkbox"/>
	各戸への取付管の配管状況の写真（スケールとともに写す）	<input type="checkbox"/>
	各戸へ取付管の引き込み状況の写真（各取付管先端での土被り、私道から取付管先端までの距離を写す）	<input type="checkbox"/>
埋戻し	埋戻し、転圧状況が分かる写真	<input type="checkbox"/>
	アスファルト舗装等がある場合は、その施工写真	<input type="checkbox"/>
水道管等の切り回し	水道管やガス管の切り回し工事を行った場合には、その状況が分かる写真（スケールとともに写す）	<input type="checkbox"/>

## 7 補助金交付請求書について

補助金交付請求書については、市の交付額確定通知書発送後に提出してください。代表者の方の口座へ完成検査より約1カ月後に振込をします。

※口座振替相違が生じないように請求書は、必ず代表者本人が記入してください。